

財務省告示第四百六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十六年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年十月一十九日

財務大臣 谷垣 穎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十六年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

表第一の六の項名					関税暫定措置法別
五	四	三	二	一	輸入数量
五 一四、四二二トン 七 三トン	四 四トン	三 一・五八トン	二 四トン	一 トン	

二九	一八	二七	一六	一五	一四	一三	一三	一一	一六、九七 トン	四九トン
七五 トン	五五トン	六、 六五三トン	一、 一四トン	一 トン	一 トン	二、 六七四トン				